

愛媛県感染症予防対策に係る認証の基準

1. 来店者の感染症予防

(1) 入店・注文・支払い

- 店内入口に消毒設備を設置し、入場時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施する。
- 順番待ち等により列が発生する場合は、来店者同士が触れ合わない程度の間隔を確保するよう誘導・表示などを行う。
- レジ等での会計時における現金等の受け渡し後には手指衛生を行う。
- 発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある者は入場しないよう表示する。
- 定期的な手洗い・手指消毒を要請する。
- 咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。

(2) 食事・店内利用

—————〔テーブル間の配置についてはいずれかを満たすこと〕—————

- 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間は、相互に対人距離が最低1m以上確保できるよう配置する。
- 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間を、両テーブルが使用されている間、パーティション等（目を覆う程度の高さ以上のものを目安）で遮蔽する。

—————〔同一テーブルでの配置についてはいずれかを満たすこと〕—————

- ※同居している家族、日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障がい者等が希望する場合は、パーティションを設置せず、座席の間隔を1m未満とすることができる。
- 座席の間隔を最低1m以上確保できるよう配置する。
- 当該テーブルの使用時に、テーブル上にパーティション等を設置して遮蔽する。

—————〔カウンターテーブルの席の配置についてはいずれかを満たすこと〕—————

- ※同居している家族、日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者同

席の高齢者・乳幼児・障がい者等が希望する場合は、パーティションを設置せず、座席の間隔を1m未満とすることができる。

- カウンターテーブルの席間は最低1m以上の間隔を確保する。
- 当該カウンターテーブルの使用時に、カウンターテーブル上にパーティション等を設置して利用者の間を遮蔽する。

----- [ビュッフェスタイルでは、いずれかを満たすこと] -----

※同居している家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障がい者等が、大皿での提供を希望する場合を除く。

- 一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用する。また、取り分け用のトングや箸を共用とする場合は、手指の消毒を徹底する。
- 料理を一人前ずつ提供するか、従業員が料理を取り分ける。

- 卓上に共用調味料、ポット等を置く場合、これらを適時消毒する。
- 回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有や使い回しは避けるように注意喚起を行う。
- 大声での会話を避けるように注意喚起を行う。また、必要に応じ、店内BGMの音量を低減する。
- 個室を使用する場合は、常時換気（換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり）を行う。
- 待合室や喫煙スペース等の店内の一箇所に利用者が集まるなど、3つの密が発生しないよう留意する。

2. 従業員の感染症予防

- 大声を出さないことを徹底する。
- 業務開始前に検温・体調確認を行う。
発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤しないよう呼びかける。
- 感染した、若しくは感染疑いのある従業員が出勤しないよう徹底する。
- 定期的に、かつ、就業開始時や他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施する。
- 休憩スペースでは、必要に応じ一度に休憩する人数を減らすなど、密を回避する。
- 休憩スペースでは常時換気（換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり）を行い、共用する物品は定期的に消毒する。
- 従業員のユニフォームは当該日業務終了後など定期的に洗濯する。

3. 施設・設備の衛生管理の徹底

- 建築物衛生法※の対象施設については、法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか確認し、満たしていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律

- 湿度40%以上70%以下を目安として、適度に加湿する。
————〔建築物衛生法の対象外の施設については、いずれかを満たすこと〕————
- 換気設備により必要換気量（一人あたり毎時30 m³）を確保すること。必要換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
- 窓の開放による換気の場合は、適切な換気量の確保のため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行う。また、換気のため窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力を要請する。

【アピール項目※】※認証の必須要件ではありませんが、事業者の自主的な取組としてアピールできる事項です。

- 換気を徹底するにあたり、CO₂ センサーの使用等により、換気状況の把握に努めている。
- 施設内の人が集まりやすい共用エリアについて、換気の詳細（換気回数や空気の流れなど）をわかりやすく図示している。
- 施設内の人が集まりやすい共用エリアについて、エリア内での一人当たりの必要換気量を確保するため、エリアごとの換気量及び必要換気量上の人数制限を算出し、一覧表等で管理できている。

【必要換気量確保のために人数制限する場合】

換気量：___ m³/時 ÷ 30 m³/人・時 = ___ 人（必要換気量上の人数制限）

- 共通のタオルを使用しないこと。
- 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用エタノールや次亜塩素酸

ナトリウム等を用いて適時清拭消毒する。

<飲食業で他人と共用し接触が多い部位>

テーブル、椅子、メニューブック、調味料、ドリンクバー、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、卓上ベル、レジ、蛇口、手すり、便座、洗浄レバー、コイントレイ、券売機、エレベーターのボタン、パーティションなど

- 食品残さ、鼻水、唾液などが付着した可能性のあるゴミ、おしぼり等は、ビニール袋に密閉して処理し、作業後に手を洗う。

【麻雀、ダーツ、ビリヤード等の設備を提供する飲食店における注意事項】

認証基準を遵守したうえで、次の事項に注意してください。

- 遊戯の際に他者と共有する物品や手が触れる場所を、適時消毒してください。
 - 遊戯中も大声での会話は控えていただくよう要請してください。
 - 利用者同士の接触は控えていただくよう要請してください。
 - 歓声や声援を行わないように要請してください。
 - 利用者同士が接触するような行為（声援を惹起する、ハイタッチをする等）は行わないように要請してください。
 - 対人距離をできるだけ（最低1 m）確保してください。
-

4. 感染者発生に備えた対処方針

- 施設の従業員又は利用者の感染が判明し、保健所の指示・調査等がなされた際は、必要な対応・協力を行う。また、当該施設において感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。
- 感染疑い時などに検査を受けた際は、結果が判明するまで出勤を控えることなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を従業員に周知する。

5. カラオケに関する感染予防

- 歌唱時は、最低1 mの対人距離を確保するか、パーティション等を設置して遮蔽する。
- マイク、リモコンその他の利用者が触れる設備を消毒用エタノールや次亜塩素酸ナ

トリウム、市販の界面活性剤含有の洗浄剤を用いて利用者の交代時に清拭消毒する。

【注意事項】

認証基準を遵守したうえで、次の事項に注意してください。

- やむを得ない場合を除き、歌唱中に他の利用者が立たないように要請してください。
 - 歓声や声援を行わないように要請してください。
 - 歌唱者が他の利用者と接触するような行為（声援を惹起する、他の利用者をステージに上げる、ハイタッチをする等）はしないように要請してください。
 - デュエット時は対人距離を確保するよう要請してください。
 - ステージ前へ押し寄せるなど、特定の場所の前に、大勢の人が滞留しないように要請してください。
 - 利用者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿の作成に努めてください。
-

6. ショー、パフォーマンスに関する感染予防

- 演者と観客との距離を1 m以上確保するか、演者と観客との間にパーティション等を設置して遮蔽する。

【注意事項】

認証基準を遵守したうえで、次の事項に注意してください。

- やむを得ない場合を除き、公演中に観客が立たないように要請してください。
- 歓声や声援を行わないように要請してください。
- 演者が観客と接触するような演出（声援を惹起する、観客をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないように要請してください。
- ステージ前へ押し寄せるなど、特定の場所の前に、大勢の人が滞留しないように要請してください。
- 対面接客時、パンフレット、チラシ、アンケート等の手渡しによる配布は避けてください。
- 物販を行う場合、多くの方が触れるようなサンプル品・見本品は利用者ごとに清拭消毒することとし、それが難しい場合は設置しないようにしてください。
- 休憩時間中のトイレ混雑を避けるため、休憩時間を十分にとれるように時間配分を行ってください。
- 会場付近において、演者が会場へ入ってくるのを待ったり、演者が会場から出てく

るのを待ったりする行為が発生する場合は、対人距離（最低1 m）を確保するための誘導・表示を行ってください。対人距離の確保が難しい場合は、そのような行為を控えるよう要請してください。

- 余裕を持った入場時間を設定し、時間差での入場、開演時間の前倒し等の工夫を行ってください。
 - 退場時の密集回避のため、時間差退場等の措置を講じてください。
 - 演者及び利用者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿の作成に努めてください。
-

【基準全体に係る注意事項】

- パーティション等を設置する際は、空気の流れを阻害しないようにご留意下さい。
- 認証基準にない事項については、業種ごとの新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るガイドラインを遵守してください。